

第 5 章 神戸町の自殺対策 7 本柱



第5章 神戸町の自殺対策7本柱

神戸町では、町の自殺実態や意識調査の結果を踏まえ、かつ自殺対策の基本方針に則り、「誰も自殺に追い込まれることのない、暮らしやすさが実感できる神戸町」の実現を目指して、主に以下の7つの施策を展開し、取り組んできました。引き続き、この7つの施策を充実させていきます。

《神戸町の自殺対策7本柱》

1. 地域・役場組織内におけるネットワークの強化
2. 自殺対策を支える人材の育成
3. 町民への周知と知識の共有
4. 生きることの促進要因への支援
5. 高齢者への支援の強化
6. 失業・無職・生活に困窮している人への支援の強化
7. 子ども・若者への支援の強化

これらの施策のうち、1～4の施策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において全国的に実施されることが望ましいとされている基本的な取組です。

「事前対応」「危機対応」「事後対応」のすべての段階に及び、分野的にも「実践」と「啓発」の両方を網羅する幅広い施策群となっています。また、国は1～4以外に「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」が示されていますが、このことについては7番目の柱に含めて取り組むこととしています。

一方、5～7の取組は、町において特に自殺の実態が深刻である「高齢者」、自殺のリスクを抱えている「失業・無職や生活に困窮する方々」、及び「子ども・若者」に焦点を絞った取組です。これらの取組については、自殺総合対策推進センターが作成した神戸町の「自殺実態プロファイル」においても、特に重点的に支援を展開する必要があるとされています。

【施策1】地域・役場組織内におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上で基盤となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。これには、自殺対策に特化したネットワークの強化だけでなく、他の目的で地域に展開されているネットワーク等と自殺対策との連携の強化も含まれます。（施策1の展開1）特に、自殺の要因となり得る分野のネットワークとの連携を強化していきます。（施策1の展開2）

加えて、各ネットワーク間の円滑な情報共有を実現するため、共通の相談票の導入を検討します。（施策1の展開3）

▼施策の展開

☒ 既に取り組んでいること

☐ 今後、検討を進めること

1. 地域におけるネットワークの強化

1－1. 庁内におけるネットワークの強化

- ☒ 神戸町いのちを支える自殺対策計画推進本部の設置：町の自殺対策を庁内各分野の部署と連携し、総合的かつ効果的に推進するため、部課長で組織する推進本部（部課長会）を設置します。また、各部署で自殺対策を推進するために分科会（衛生委員会）を設けます。（総務課）

1－2. 庁外におけるネットワークの強化

- ☒ 神戸町いのちを支える自殺対策計画策定委員会の開催：国の自殺総合対策大綱に基づき、庁外の関係機関ならびに民間団体等と緊密な連携を図るとともに、さまざまな関係者の知見を活かし、自殺対策を総合的に推進するため、町内の産業・福祉団体や県の関係機関等を構成員とする自殺防止のための委員会を開催します。（保健センター）

1－3. 町民を巻き込んだ自殺対策の推進体制の強化

- ☒ 自治会との連携強化：自治会は、地域の見守りやさまざまな相談の受け皿となり得る、地域のつながりの基盤です。区長に自殺対策に関する研修の受講を推奨したり、区長会の議題で自殺対策を取り上げるなど、各自治会で自殺対策に関する取組について働きかけることを足がかりに、自殺対策における区との具体的な連携の方法を検討していきます。（総務課・健康福祉課）

1－4. 民間団体等とのネットワークの強化

- 総合的な相談体制の強化：町民のさまざまな悩みにワンストップで対応できる総合相談会を開催し、相談員として参加した医療職・福祉職等の各専門家と、日常的な相談支援時にも連携できるよう、関係の構築を図ります。（保健センター）

2. 特定の課題に関する連携・ネットワークの強化

- ☑ 生活困窮者自立支援事業との連携強化：自殺対策と生活困窮者に対する各種事業との連携を強化し、自殺リスクの高い生活困窮者を関係機関が連携して支援できるよう、神戸町社会福祉協議会との合同研修会を開催したり、生活困窮者支援調整会議において、岐阜県や岐阜県社会福祉協議会、神戸町社会福祉協議会など、対象者が関係する機関と連携を強化し、ケース検討会を行います。（健康福祉課）

- ☑ 保護を必要とする児童を支援する事業との連携強化：要保護児童地域対策協議会について、各関係機関の役割を整理、情報を共有することにより、支援対象者に対して効果的な支援策を検討・実施できるよう、連携を強化します。（子ども家庭課・健康福祉課・教育課）

※要保護児童地域対策協議会とは・・・要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う会議体。

- 自殺未遂者支援のための連携強化：自殺未遂者に対する警察・消防・医療・職域・学校・地域と行政機関との連携強化について、「神戸町いのちを支える自殺対策計画策定委員会」を通じて検討を進めます。（保健センター）

3. ネットワーク間の円滑な情報共有の仕組みの構築

- 共通の相談票の導入：支援対象者に対する情報を支援機関同士が円滑に共有し、切れ目のない支援を実現できるよう、庁内関係課等が共通して使用できる相談票を岐阜県と連携し作成・導入することを検討します。（健康福祉課）

【施策2】 自殺対策を支える人材の育成

地域のネットワークは、それを担う人材がいて、初めて機能するものです。そのため自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進するうえで基盤となる重要な取組です。

本町では、相談支援に携わる職員はもちろん、「神戸町の全職員」がゲートキーパーとしての自覚を持って、住民のSOSに気づき、関係機関と速やかに連携・支援できるよう、研修等の機会を充実させます。（施策2の展開1）

また、このような庁内の意識改革を進めるだけでなく、自殺のリスクの高い人を確実に支援につなげられるよう、民間団体を含めた専門機関が連携した包括的な支援を展開するための実践的な研修を実施します。（施策2の展開2）

これらの行政や各専門機関の職員等の人材育成を推進した上で、本町では誰もが身近な人の悩みや問題に気づき、寄り添うことができるよう、全ての町民を対象にした研修を充実させることが重要であると考えます。

意識調査では、「あなたの不満や悩みやつらい気持ちを受け止めてくれる人、耳を傾けてくれる人はいますか」（P1-14）という設問に、「いる」と答えたのは82.1%、「いない」と答えたのは17.3%でした。「いない」が高いのは、性別では男性、年齢別では50代以上の全年代、家族構成別ではひとり暮らし、職業別では無職です。

また、「これまでに本気で自殺したいと考えたこと」（P1-33）が「ある」のは13.2%です。年齢別の30代は、「ある」が20%を超えています。

さらに、「多くの自殺は防ぐことができる」（P1-27）という考え方には、「そう思う」（19.6%）と「どちらかといえばそう思う」（35.3%）の合計が54.9%を占めています。

誰かに相談したり、助けを求めることの大切さを伝えることは、自殺対策の啓発として重要な取組の一つであり（【施策7】の「1. SOS の出し方に関する教育の推進」で詳述）、同時に悩みを抱える本人が発するSOSに周囲が気づき、声をかけ、必要な支援につなげていくゲートキーパーとしての役割を誰もが担うことが求められます。

このような実情を踏まえ、本町では、「町の全職員が中心となって全ての町民がゲートキーパー」となることを目標に、全町民に対するゲートキーパー研修の機会を拡充させ、関連の啓発活動を展開していきます。（施策2の展開3）

▼施策の展開

☒既に取り組んでいること

☐今後、検討を進めること

1. 神戸町職員に対する研修

- ☐ 新任研修等職員研修への導入：職員研修（特に新任・管理職昇格）の中に、自殺の実態を理解しゲートキーパーとしての自覚を持つことを目的とした内容を組み入れます。また、より実践的な知識やスキルを身につけられるよう更なる研修機会を導入し、自殺対策の視点を持って地域住民の支援に対応できるようにします。具体的には、自殺のサインに気づいたときに、丁寧に傾聴し、必要な支援先につなげられるようなロールプレイの実践や、複数の悩みを抱える人を適切な窓口につなぐための関係機関同士の連携が図れる内容とします。（総務課・保健センター）
- ☐ 全教職員が受講する研修会への導入：神戸町教職員研修会において、生きる支援（自殺対策）に関する内容や「SOSの出し方に関する教育」を研修テーマに盛り込み、SOSの受け皿としての教職員の役割についての理解の促進に努めます。（教育課）
※「SOSの出し方に関する教育」については施策7を参照
- ☐ 保健・福祉関係者と教育関係者の合同研修の実施：子どもや子育て家庭の支援について、出産～就学・就学後や、義務教育終了後～就職までの期間において切れ目のない支援を展開できるよう、保健・福祉・教育関係者の双方が合同で研修を行い、それぞれの支援についての基本的な考え方や、具体的な対応方法等についての認識を共有し、相互の支援内容や支援の実際を理解することで連携の円滑化を図ります。（健康福祉課・保健センター・教育課）
- ☐ 異なる分野における研修の枠を活用し、自殺対策について説明する：以下の職員を対象とした各研修において、研修の一部の時間を活用して自殺対策について説明を加える機会を作ります。

窓口対応職員（住民保険課）／生活・障がい者相談員・人権相談員・地域包括支援センター職員・社会福祉協議会職員（健康福祉課）／収納担当（税務課）／子育て支援センター職員・ファミリーサポートセンターサポート会員・幼稚園職員（子ども家庭課）／放課後児童クラブ職員（教育課）／図書館司書（生涯学習課）／公園の管理人（建設課）他

2. 民間団体を対象とした研修

- 区長や民生委員児童委員、福祉推進委員等との合同研修：区長や民生児童委員、福祉推進委員、母子保健推進員、その他ボランティアを含めた福祉関係団体と合同研修会や事例検討会を開催し、それぞれの支援についての基本的な考え方や、具体的な対応方法等についての認識を共有し、相互の支援内容や支援の実際を理解することで連携の円滑化を図ります。（保健センター）
- 見守り活動を行う団体への研修の実施：高齢者等の安否確認を行う際、自殺のサインに気づき、必要な支援先にいち早くつながることができるよう、傾聴ボランティアや認知症サポーターやフレイルサポーター等、見守り活動を行う方にゲートキーパー研修を実施します。（健康福祉課・保健センター）
- ゲートキーパー講座を推奨：町民が主催する学習会や集会等に、町職員を講師として派遣(ふれあい講座)し、「地域の自殺対策の取組」に関するメニューを加え、住民への啓発の機会とするとともに、自分自身の心と向き合うきっかけとします。（総務課・健康福祉課）

3. 町民を対象とした研修

- ☑ 町民向けゲートキーパー養成研修の実施：ゲートキーパーを養成するための講座を町民向けに開催し、身近な地域で支え手となる住民の育成を進めることで、地域における見守り体制を強化します。（保健センター）
- 関連団体等へのゲートキーパー養成研修の実施・受講の推奨：ボランティア活動を行う団体や、高齢者の居場所づくり活動に取り組むボランティア、日頃から地域住民への見守り活動等に尽力している民生委員児童委員、子どもの登下校を見守るサポーターに対し、ゲートキーパー養成講座への参加を積極的に呼びかけ、生きるための包括的な支援を行う人材の育成を進めます。（保健センター・教育課 等）

【施策3】町民への周知と知識の共有

地域のネットワークを強化して、相談体制を整えても、町民が相談機関や相談窓口の存在を知らなければ、誰かが問題を抱えた際に適切な支援へとつなげることができません。

そこで神戸町では、町民とのさまざまな接点を活かして相談機関等に関する情報を提供するとともに（施策3の展開1）、町民が自殺対策について理解を深められるよう、講演会等を開催します。（施策3の展開2）さらに9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間には、地域の広報媒体や図書館等施設と連携し、地域全体に向けた問題の啓発や相談先情報の周知を図ります。（施策3の展開3）

▼施策の展開

1. リーフレット等啓発グッズの作成と周知

- | |
|---|
| ☒ 既に取り組んでいること
☐ 今後、検討を進めること |
|---|

- ☒ 自殺対策に関する啓発：9月の自殺予防週間において、生きる支援（自殺対策）に関する周知・啓発のため、小・中学生を対象にリーフレットを配布します。3月の自殺対策強化月間には、本庁舎ロビー等においてパネルの展示やリーフレットの配布等を実施します。（保健センター）
- ☐ 相談先情報を掲載したリーフレットの配布：納税や保険料の支払い、子育てや町営住宅への入居等、各種手続きや相談のため窓口を訪れた町民、および地域安全指導員が行う防犯活動時に、生きる支援に関する様々な相談先を掲載したリーフレットを配布することで、町民に対する情報周知を図ります。（全課）
- ☒ 成人式でのリーフレットの配布：主催者から新成人に対して、リーフレットを配布し、いのちや暮らしの危機に陥った際に相談できる場所としてさまざまな相談支援機関があることを伝えます。（健康福祉課・生涯学習課）
- ☐ 町内各地におけるリーフレットやポスター等の設置：町内にある公共施設（公民館・図書館等）、民間施設等に啓発用の資料を設置し、町民に対する周知を図ります。（全課）

- 自死遺族支援の情報が掲載されたリーフレットの提供：自死遺族への支援情報が掲載されたリーフレットを情報コーナーに配架し、自死遺族向けの支援情報の周知に努めます。（住民保険課・保健センター）

2. 町民向け講演会やイベント等の機会を活用した啓発

- ☑ イベントによる啓発：人が集まるイベントを利用して、町民の自殺問題に対する理解の促進と啓発を図ります。（まちづくり戦略課・保健センター）
- 生涯学習講座における啓発：各種講座及び学習会において、本計画について説明を行い、リーフレットを配布する機会を設けます。（生涯学習課・保健センター）
- ☑ 図書館での各種イベントの開催：9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間の時期に、図書館を啓発活動の拠点とし、館内に専用のブースを作り、館内のスペースで生きる支援(自殺対策)に関するイベントを開催するなど、町民に対する自殺対策の情報提供の場とします。（生涯学習課・保健センター）
- ふれあい講座における啓発：町民と情報共有を進め、町政への参画・提案を促進し、協働のまちづくりをともに進めることを目的に、コミュニティ単位で開催しているふれあい講座のテーマに、生きる支援（自殺対策）を盛り込むことを検討します。（総務課・保健センター）

3. 各種メディア媒体を活用した啓発活動

- ☑ 広報誌「広報ごうど」の活用：9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせて、町の広報誌で、生きる支援（自殺対策）関連の特集記事や総合相談会の開催情報等を掲載し、住民に対する問題理解の促進と施策の周知を図ります。（まちづくり戦略課・保健センター）
- ☑ ホームページ・フェイスブックの活用：神戸町の公式ホームページや公式フェイスブックページから、町からのお知らせやイベントなどの情報提供を行っています。これらの媒体を活用し本計画についての情報発信や生きる支援（自殺対策）をテーマとした町民への啓発を行います。

(まちづくり戦略課・保健センター)

- ☐ ケーブルテレビの活用：大垣ケーブルテレビに委託し、神戸町の情報発信をする番組で、本計画や生きる支援(自殺対策)についての特集を組むなど、情報発信の一つの方法として活用することを検討します。

(保健センター)

- ☒ 広報無線（防災行政無線）の活用：生きる支援（自殺対策）に関する相談会等の情報を発信する際に、広報無線を活用します。

(総務課・保健センター)

【施策4】 生きることの促進要因への支援

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」よりも、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回った時です。そのため「生きることの阻害要因」を減らすための取組のみならず、「生きることの促進要因」を増やすための取組を合わせて行うことによって、自殺のリスクを低下させる必要があります。こうした点を踏まえて町では、「生きることの促進要因」の強化につなぎ得るさまざまな取組を進めます。

（施策4の展開1～7）

- ☒ 既に取り組んでいること
☐ 今後、検討を進めること

▼施策の展開

1. 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援（居場所活動含む）

- ☒ 高齢者の居場所活動の推進：ローズカフェや寺カフェ等の地域支援事業、及び各地区で行われているサロン等の活動において、本計画と連動してボランティア活動の輪を広げていきます。（健康福祉課）
- ☒ ひきこもり相談等の実施：社会復帰を目指す支援として、本人や家族を対象としたひきこもり相談やこころの健康電話相談を実施します。（健康福祉課）

2. 生きる促進要因を増やす取組

- ☒ 住民が参画するまちづくりの推進：住民と行政が連携して行うまちづくりの実践と自殺対策を連携させた新たな取組の検討・実践を行います。（まちづくり戦略課）
- ☐ 民間のまちづくりの取組との連携：行政が支援する様々なまちづくり活動のうち、生きる支援（自殺対策）に関連する取組について町の自殺対策担当者と情報を共有し連携します。（まちづくり戦略課・保健センター）
- ☒ 児童への取組：各学校や放課後児童クラブにおいて、児童の「生きる力」を高めるさまざまな取組を展開します。（教育課）

3. 障がい者（児）への支援

- ☑ 障がい者（児）のための連携強化：障害サービス事業所等の関係機関と連携し、相談窓口の周知を図るとともに相談支援体制を充実します。
（健康福祉課・子ども家庭課）
- ☑ 障害支援区分認定を通じた支援と対応：障害支援区分認定調査の際に、福祉サービスの提供のほか、何らかの支援が必要と判断される場合には、支援が可能な関係機関とともに適切な対応にあたります。（健康福祉課）
- ☑ 障がい者（児）の居場所づくり：地域で生活する障がい者(児)の日中活動の場として、地域活動支援センターの充実を図り、交流のできる場や居場所の確保を進めます。（健康福祉課）

4. 自殺未遂者への支援

- 自殺未遂者支援のための連携強化：自殺未遂者に対する警察・消防・医療・職域・学校・地域と行政機関との連携強化について、本計画や岐阜県精神福祉センターを通じて検討を進めます。（保健センター）
- 自殺未遂者の支援者への支援：「支援者への支援」について関係機関と連携のもと、支援者が支援にあたることができるよう検討します。
（保健センター）

5. 遺された人への支援

- ☑ 自死遺族向けのリーフレットの提供：自死遺族向けの支援情報が掲載されたリーフレットを情報コーナーに配架し、自死遺族向けの支援情報の周知に努めます。（住民保険課・保健センター）
- グリーフケア（こころのケアサロン）の開催：自死遺族や自殺者と生前関わりのあった者などの自死遺族等で、死別の経験の悲しみから立ち直るために、グリーフケア（こころのケアサロン）を適宜開催します。
（保健センター）

- 警察官や消防職員、公的機関の職員、民間団体関係者など、遺族に関わる人への研修：自死遺族にどのような支援をしていくべきか、どのような情報の提供が必要なのかなど、自死遺族が直面する様々な問題についての理解と、具体的な支援の方法について学ぶ研修について検討します。（保健センター）

6. 支援者への支援

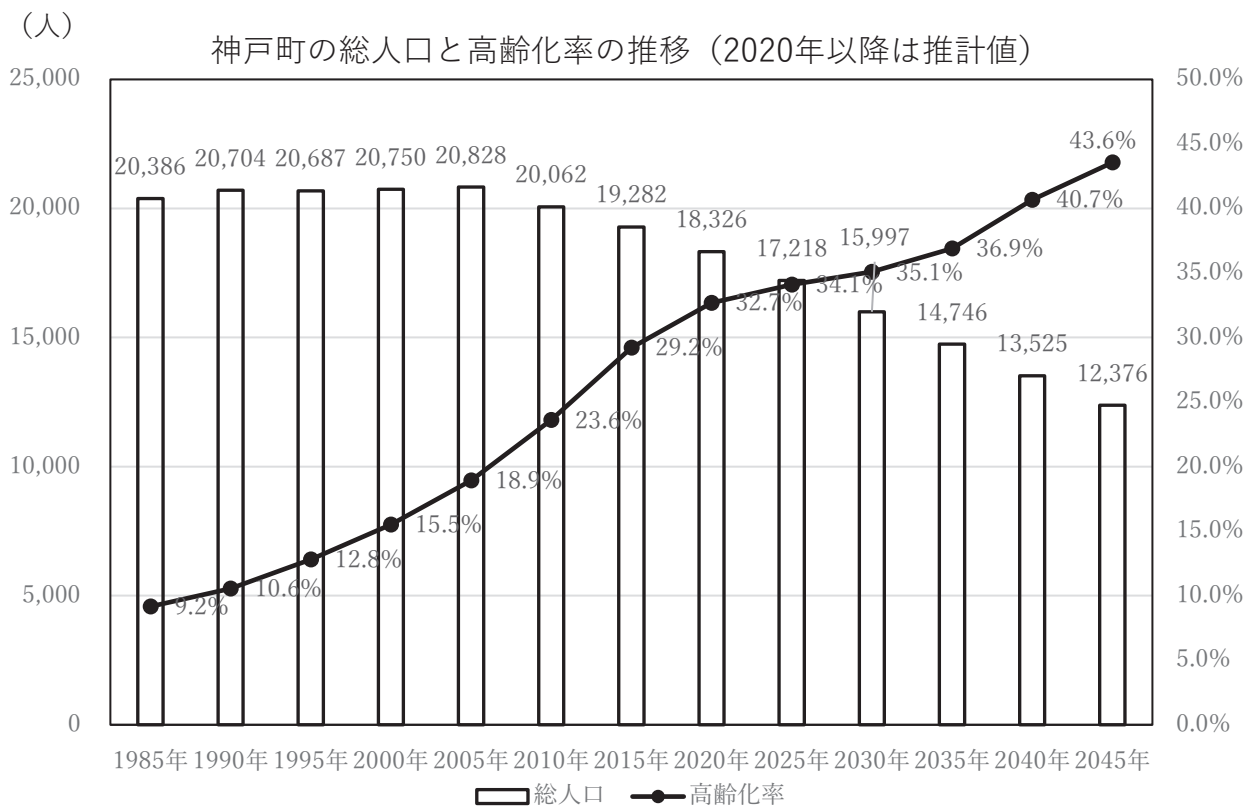
- 自殺未遂者の支援者への支援：「支援者への支援」について関係機関と連携し、支援者が支援にあたることができるよう検討します。（保健センター）
- ☑ 介護を行う家族等の交流機会の推進：介護者の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るため、家庭介護に携わっている皆さんの連絡会や交流事業などを行います。（健康福祉課）
- ☑ 町職員への支援：「支援者」となる町職員の心身の健康の維持増進を図るとともに、メンタルヘルス対策としてストレスチェックを行い、その結果を踏まえ対応します。（総務課）

【施策5】高齢者への支援の強化

▼背景

高齢者の自殺は、町として特に深刻な問題です。過去5年間に於いて自殺で亡くなった14人のうち、8人が60歳以上であり、また、意識調査で「これまで本気で自殺したいと考えたことがある」（P1-33）と回答した人は全体の13.2%ですが、そのうちの約40%は60歳以上でした。

全国的に高齢化が進行している状況ですが、神戸町においても総人口が減少する中で、高齢者数が増加しており、2015年（平成27年）時点で29.2%だった高齢化率は、2025年（令和7年）には32.7%まで上昇する見込みです。



出典：総務省「国勢調査」

2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口」

今後、高齢化がさらに進むにつれて、家族や地域との関係の希薄化により、社会的に孤立する高齢者が一層増加するおそれがあります。高齢者の社会的な孤立は、本人の生きがいの喪失につながるとともに、さまざまな問題を抱えたときに誰にも

相談できず、自殺リスクが高まると考えられることから、これをいかに防ぐかが課題となっています。

- ☒ 既に取り組んでいること
☐ 今後、検討を進めること

▼施策の展開

既に孤立状態にある高齢者は早期に必要な支援につなげることが重要です。

（施策5の展開1）

また、老人クラブ連合会、民生委員児童委員や社会福祉協議会等関係者との連携のもと、高齢者向けの啓発活動の推進及び、家族を含む支援関係者の自殺対策に関する知識の向上を図ります。（施策5の展開2、3）

さらに、高齢者の孤立を防ぐため、他者と関わりをもち、生きがいを感じられる多様な居場所を設置するなど、高齢者が生きがいを感じることができる地域づくりを推進します。（施策5の展開4）

1. 高齢者の自殺リスクの早期発見から高齢者の早期支援の更なる推進

- ☐ 医療機関との連携：病院への受診や特定健康診査・すこやか健康診査の受診時に、自殺リスクが高いと思われる人がいた場合、保健予防担当と医療機関が連携をとり、早期に介入し、必要な支援先へとつなぐ取組を検討します。（住民保険課・健康福祉課・保健センター）
- ☒ 介護保険認定調査を通じた支援と対応：介護保険認定調査等の際に、地域包括支援センターの職員が同行し、福祉サービスの提供のほか、何らかの支援が必要と判断される場合には、支援が可能な関係機関とともに適切な対応にあたります。（健康福祉課）
- ☒ 民生委員児童委員による支援：民生委員児童委員による、独り暮らし高齢者等要援護世帯への支援や相談を行います。また、その支援内容の充実に向けゲートキーパー研修等、各種研修会への参加を推進します。（健康福祉課）

2. 高齢者への啓発

- ☐ 生涯学習講座を活用した支援：「生涯学習講座」を通じて、生きがいを感じられる多様な居場所づくりを支援し、他者との関わりへの関心を高めることで、生きる支援（自殺対策）を行います。（生涯学習課）

- ☐ 老人クラブ等への研修の実施：老人クラブ連合会等に対する学習会や研修会のテーマとして、生きる支援（自殺対策）に関連する内容を取り上げることがを要請し、その活動を支援します。（健康福祉課）

3. 支援者への啓発

- ☐ 介護を行う家族等への研修の受講推奨：関係機関と連携し、介護を行う家族等に対しゲートキーパー養成講座への参加を推奨します。（健康福祉課）
- ☒ 介護を行う家族等の交流機会の推進：介護者の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るため、家庭介護に携わっている皆さんの連絡会や交流事業などを行います。（健康福祉課）
- ☐ 地域包括ケア担当職員への研修実施：ケアマネジャーをはじめとする地域包括ケア等担当職員を対象にゲートキーパー研修を実施します。（保健センター）
- ☒ 民生委員児童委員等への研修の実施：高齢者と接する際に、自殺のリスクに気づくことができるよう、民生委員児童委員や社会福祉協議会職員に対するゲートキーパー研修の実施を支援します。（保健センター）
- ☐ 見守り活動を行う人への研修の実施：傾聴ボランティアや認知症サポーターやフレイルサポーター等、見守り活動を行う方にゲートキーパー研修を実施します。（健康福祉課・保健センター）

4. 「地域の支え合い」活動（居場所活動）の充実

- ☒ サロン等の高齢者の居場所支援：家に閉じこもりがちな高齢者が寝たきりや認知症にならないようカフェ事業を実施し、趣味の活動や仲間づくりの場を提供する「いきいきサロン」等を実施します。（社会福祉協議会・健康福祉課）
- ☒ 生活支援コーディネーターと連携した居場所支援：家に閉じこもりがちな高齢者で既存のサロン活動等に参加できていない人が、他者と関わりながら、

安心と充足を感じながら過ごすことのできる居場所を構築できるよう、生活支援コーディネーターと連携しながら検討を進めます。

（健康福祉課・社会福祉協議会）

【施策6】失業・無職・生活に困窮している人への支援の強化

▼背景

年代別で見ると、高齢者（施策5）の自殺が町として特に深刻な問題である一方で、自殺の背景や要因の観点では、過去5年の間に自殺で亡くなった14人のうち、10人が無職者であることから、失業者・無職者に対する支援が重要であると考えられます。

また、失業・無職によって生活困窮状態にある方は、単に経済的に困窮しているだけでなく、心身の健康や家族との人間関係、ひきこもりなど、他のさまざまな問題を抱えた結果、自殺に追い込まれることが少なくないと考えられます。

そのため、生活困窮者自立支援制度に基づく支援と自殺対策施策が密接に連携し経済や生活面の支援のほか、心の健康や人間関係等の視点も含めた包括的な支援を行う必要があります。

中でも、ひきこもり状態の人については実態把握が難しく、支援が届きにくいことから、特に重点的な支援が必要です。また、若年者だけでなく、40歳以上の中高年層のひきこもりも少なくないと言われていることから、幅広い年代に対して対策を講じる必要があります。

▼施策の展開

岐阜県では、生活に困窮している方への支援の拠点として、平成27年4月から県内42市町と共同して、25箇所の生活支援・相談センターを設置し、配置された相談・就労支援員が相談者に寄り添い、相談支援を行う等の生活困窮者自立支援制度に基づく事業を実施しています。（施策6の展開1）

各専門家と、自殺対策の関係機関が実践的なレベルでの連携を強化し、様々な悩みや問題を抱える生活困窮者の支援を充実させていきます。（施策6の展開2）

また、ひきこもり状態にある人に対して、その実態把握と支援を推進します。（施策6の展開3）

そして、関係部署や支援機関の連携を円滑にするため、支援対象者の情報を共有できる共通の相談票を県と連携して作成、導入を検討します。（施策6の展開4）

1. 自立相談支援の推進

☒ 既に取り組んでいること ☐ 今後、検討を進めること

- ☒ 生活困窮に陥った人への支援：生活困窮に陥っている人と自殺のリスクを抱えた人とは、心身の健康問題・失業などの直面する課題や必要としている支

援先が重複している場合が多いことから、生活困窮者支援事業と自殺対策を連動して進めていく必要があります。関連する担当者が連携して対応し、対象者が生活困窮の状況から抜け出すことができるよう、自立を促す支援を推進していきます。（健康福祉課）

- ☑ 生活支援の実施：生活困窮がもたらす、衣・食・住、医療等の問題に対し、対象となる方の「生きづらさ」、その人のありのままを受け入れ、その人に寄り添う対応を心がけていきます。自立を促すとともに、必要時は県社協等の支援につなげます。（健康福祉課）

2. 連携の強化

- 合同研修会等の実施：自殺対策関係者合同の研修会を開催し、生活困窮者や自殺リスクの高い人への支援について、基本的な考え方や具体的な対応方法等の認識を共有します。相互の支援内容や支援の実情を理解し合うことで連携の円滑化を図ります。（健康福祉課）
- ☑ 定例会議の開催：生活困窮担当者と自殺対策担当者が参加する定例会議を開催し、実際に支援を行っているケースの支援情報を共有し、外部支援を含めた対応を検討する機会を設けます。（健康福祉課・保健センター）
- 法律家との連携推進：生活困窮者の抱える法的処理が必要な問題にも迅速に対応できるよう、弁護士等の法律家との連携を強化します。（健康福祉課）

3. ひきこもり状態の人や家に閉じこもりがちな人に対する支援の推進

- ☑ ひきこもり相談等の実施：社会復帰を目指す支援として、本人や家族を対象としたひきこもり相談やこころの健康電話相談を実施します。（保健センター）
- ☑ ひきこもり状態にある人への支援策の検討・実施：本人や家族からの支援に対するニーズの把握に努め、家族支援、家庭訪問等による継続的な個別支援を実施します。また、ひきこもり状態にある人が他者と関わり、就労等の社

会参加への一歩を踏み出すための取組を、岐阜県精神保健福祉センター等の関係機関と連携して実施します。（健康福祉課・保健センター）

- ☒ 高齢者の閉じこもり防止：カフェ事業等高齢者の居場所づくり活動の参加者や老人クラブ連合会会員など高齢者と関わりのある支援関係者及び民生委員児童委員から、家に閉じこもりがちな高齢者の情報を得るとともに、必要なニーズの把握に努め、それらにあった居場所活動等の支援策を検討・実施します。（健康福祉課）
- ☐ 就労支援策の強化：勤労者融資制度の充実など、ひきこもり状態にある人が就労の道を選べるような支援策を検討します。（健康福祉課）

4. 共通の相談票の導入

- ☐ 共通の相談票の導入：支援対象者に対する情報を支援機関同士が円滑に共有し、切れ目のない支援を実現できるよう、役場内関係課等が共通して使用できる相談票を岐阜県と連携し作成・導入することを検討します。（健康福祉課）

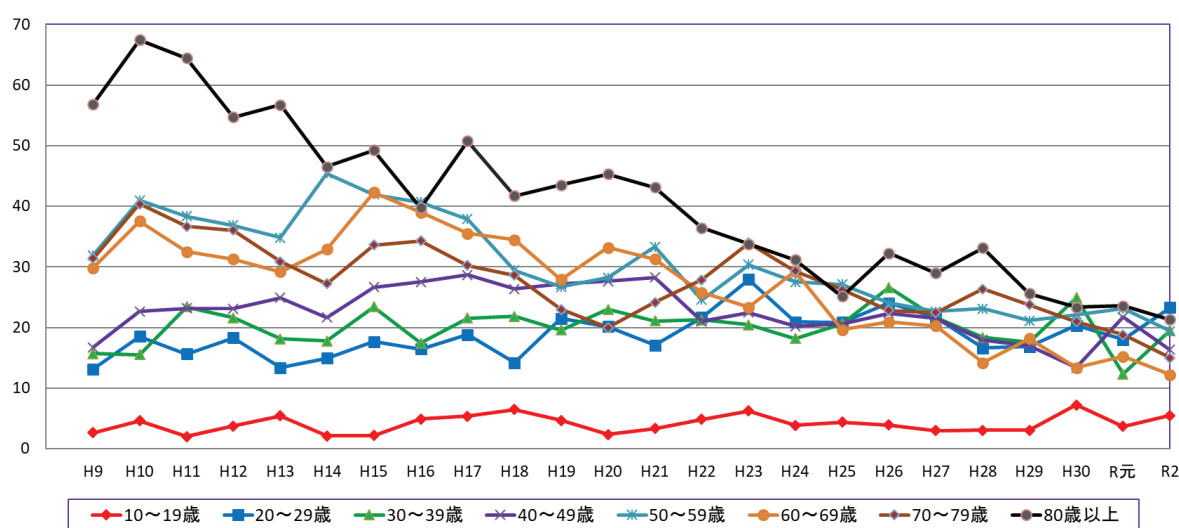
【施策7】子ども・若者への支援の強化

▼背景

子ども・若者の自殺は、県全体でも深刻な問題です。過去5年間（平成26～30年）において、15～39歳の死因の第1位が「自殺」となっています。

年齢階級別の自殺死亡率の年次推移では、おおむね減少傾向にありますが、10代、20代、30代の若者の年代で上昇傾向がみられます。

図 岐阜県年齢階級別自殺死亡率の年次推移（人口10万対）



出典：人口動態統計

神戸町で、過去5年間における自殺で亡くなった14人のうち5人が40歳未満であり、意識調査においては「これまで本気で自殺したいと考えたことがある」と答えた世代は30～39歳が特に高い割合（20%以上）でした。（P1-33）

子ども・若者の自殺は、自殺には至らずとも、深刻な悩みを抱えている人が決して少なくないと思われます。

▼施策の展開

まずは子ども・若者が自殺に追い込まれないよう、抱えた悩みや問題が深刻化する手前の段階で、必要な支援につながる取組が求められます。

この自殺予防の取組について、意識調査において「自殺を減少させるために重要」と思われることとしては、「学校での『いのちの教育』の充実」（57.6%）、

「精神科医等の専門医へ受診しやすい環境づくり」（44.9%）、「経済的な支援」（40.5%）、「地域での『こころの健康相談』など、気軽に相談できる場所の充実」（30.9%）と回答しています。（P1-36）

そこで、町や学校では「いじめ防止に関する基本的な方針」等に定める取組を推進していきます。（施策7の展開1）

また、「いのちの大切さ」を学童期から学ぶことで、自殺やいじめにつながらない、適切な行動につながる取組を進めていきます。（施策7の展開2）

さらに、「周囲の人に助けを求めることが恥ずかしくないこと（を教えること）」「いのちや暮らしの危機に直面したとき、誰にどう助けを求めればいいのかを学ぶこと」の双方を学び、生涯のライフスキルとする取組として、「SOSの出し方に関する教育」を展開します。（施策7の展開3）

なお、「SOSの出し方に関する教育」は、平成28年に改正された自殺対策基本法第17条第3項において明文化されているほか、平成29年に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱の重点施策の1つとしても位置付けられています。

「自殺対策基本法第17条第3項」

学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

次に、子どもからのSOSに対して、周囲の大人が適切に対応できるよう、その受け皿を強化する必要があります。そこで、子どもたちが問題を抱えたときに、気軽に、本音を打ち明けられるような地域における相談体制を整備し、子どもたちのSOSを適切な支援につなげられるように推進します。（施策7の展開4）

そして、子どもや子育て世帯に対する「一貫した支援」ができるよう、支援者間の連携を強化します。子どもはその成長の過程（幼稚園や小中高校等）で、様々な支援者が関わることになります。必要な情報を支援者間で共有し、誰も支援の網の目からこぼれ落ちることのない体制の構築を目指します。

また、国の妊産婦の死因の第1位は自殺であり、原因は産後うつ、育児のストレスなどが関係しており、深刻な問題になっています。本町では妊婦・産婦・子育て

をしている保護者に対して、保健師等の専門職と民生委員児童委員、母子保健推進員等の関係団体と連携し、切れ目のないきめ細やかな支援を行っていきます。

（施策7の展開5）

さらに、義務教育終了後から就職までの時期に、高校や大学等に進学せず、あるいは進学しても中退した、または就職をしなかった場合、社会とのつながりが希薄になり、長期のひきこもり等につながるリスクがあります。これらの時期においては特に支援のつながりが十分になされるよう、支援関係者の情報交換と共有、課題の洗い出しを行い、必要な取組を実施します。（施策7の展開6）

1. いじめを苦にした子どもの自殺予防

☒ 既に取り組んでいること

☐ 今後、検討を進めること

- ☒ いじめ防止基本方針に基づく対策の推進：『いじめ』は児童生徒の自殺リスクを高める要因の一つです。学校が定めた方針に基づき、保護者や関係者、地域住民との連携を図るとともに、情報モラル教育の充実やアンケート調査などによるいじめの早期発見・早期対応、再発予防に取り組めます。（教育課）

- ☒ 相談支援体制の充実：保健室やカウンセリングルームなどをより開かれた場として、養護教諭等が行う健康相談を推進するとともに、専門知識を有するスクールカウンセラー、スクール相談員、不登校適応支援相談員（ほほえみ相談員）等を配置し、不登校やいじめなどの悩みをもつ児童生徒やその保護者の相談支援を行っていきます。
また、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーも活用し、問題解決を図っていきます。（教育課）

- ☒ 人権擁護委員による「子どもの人権SOSミニレター」の実施：小中学校を通して児童生徒にミニレターを配付し、子どもたちの悩みごとを的確に把握し、子どもが希望する連絡方法で返事をします。必要があれば、学校や関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる様々な問題の解決に当たっていきます。（教育課）

2. いのちの大切さを実感する教育の推進

- ☒ いのちの授業を実施：小学校で「いのちの授業」を行い、いのちの大切さを学童期から学ぶことで、自分や仲間を大切にすることが育ち、自殺やいじめにつながらない、適切な行動をとることができるよう取り組みます。
(保健センター)
- ☐ 講師の育成：町の保健師等が「いのちの大切さ」の指導ができるよう、研修を実施します。(保健センター)

3. SOSの出し方に関する教育の推進

- ☐ SOSの出し方教育の実施：学校・家庭・社会において直面する可能性のあるさまざまな困難・ストレスへの対処方法を身に付けるために、学級担任を中心として、養護教諭、スクールカウンセラー、保健師、社会福祉士、民生委員児童委員等が協力し、小中学校で「SOSの出し方に関する教育」を推進していきます。(保健センター・教育課)
- ☐ SOS投函箱の設置：いじめを受けている事実、直面している困難を誰にも相談できない児童生徒が、一刻も早く助けを求めることができるよう、小中学校にSOS投函箱を設置し、いじめ等の早期発見と抑制に努めます。
(教育課)
- ☐ 学校外での取り組み：放課後子ども教室に「SOSの出し方に関する教育」を盛り込み、SOSの出し方を学校以外でも子どもたちに教える機会をつくることを検討します。(子ども家庭課・生涯学習課)
- ☐ 神戸町教職員など学校関係者への啓発：神戸町教職員研修会において、生きる支援（自殺対策）に関する内容や「SOSの出し方に関する教育」を研修テーマに盛り込み、SOSの受け皿としての教職員の役割についての理解の促進に努めます。また、SOSに対する気づきの向上に向けた自殺対策に関する研修への受講を促します。(教育課)
- ☐ 子どもと関わる地域支援者への啓発：子どもと関わる地域支援者が、SOSの受け手となれるよう「SOSの出し方に関する教育」の取組について情報発信を行います。(保健センター・教育課・生涯学習課)

- 講師の育成：町の保健師等が「SOSの出し方に関する教育」の指導ができるよう、研修を実施します。（保健センター）

4. 子ども・若者が「相談しやすい」相談窓口の周知

- 教育相談等の推進：教育相談に訪れた保護者・児童生徒の状況の把握に努め、ケースに応じて適切な相談支援先につなげていきます。学校以外の場合で専門の相談員に相談できる機会を提供することで、相談の敷居を下げ、早期に問題を発見・対応できるよう推進していきます。（教育課）
- SNSを活用した相談対応の推進：LINE等のSNSを活用した相談対応と積極的な連携を図り、若年層が相談しやすいツールの普及・啓発を推進します。（教育課・保健センター）
- ☑ 相談機関の周知：ひきこもり・こころの健康相談(神戸町ひきこもり相談)、神戸町いじめ相談ダイヤル、岐阜いのちの電話、24時間全国統一ダイヤル（24時間子供SOSダイヤル）、町内外の相談機関窓口の周知をさらに強化します。（教育課・健康福祉課・保健センター）
- ☑ 相談機関が掲載された資料の配布：「生きる支援」に関する相談先情報を掲載したリーフレットを、町や学校等を通じて配布します。（保健センター・教育課・生涯学習課）

5. 妊産婦・子育てをしている保護者への支援

- ☑ 子育て世代包括支援センターの運営：妊娠から出産・子育てを応援する相談窓口を保健センターと子育て支援センターに設置し、他職種や地域の民生委員児童委員・母子保健推進員等と連携しながら、妊娠期から子育て期間まで切れ目のないきめ細やかな支援を行います。養育者の抱える問題や悩みを把握し、早期に対応していきます。（子ども家庭課・保健センター）
- ☑ 産前産後サポート事業の推進：妊産婦の体調不安や子育てに関する不安など、産前産後に発生するさまざまな困りごとに対応するため、両親学級や親子教室の開催、必要な方には保健師・助産師、母子保健推進員等の訪問を行っていきます。また、移動手段がなく定期健診等を受けに行くことが

困難な方に対して、タクシー費用の助成を検討していきます。(保健センター)

- ☑ 産後うつ病対策の推進：産婦健康診査の間診・診察、エジンバラ産後うつ病自己評価票を活用した産後うつ病チェックを行うことで、総合的に産婦の精神状態を把握し、産後うつ病の早期発見・早期治療を推進します。
(保健センター)

- ☑ 産後ケア事業の充実：育児不安を抱える産婦を対象に、保健師・助産師による保健指導、育児相談を実施し、育児不安の軽減と産婦の心身の安定を図るため、宿泊型・通所型・訪問型の産後ケア事業を充実していきます。
(保健センター)

- ☑ 妊娠期から就学期における支援者間の連携の推進：要保護児童地域対策協議会では、育児不安や虐待を抱える家庭として、特定妊婦、要支援児童など支援が必要な家庭の把握を進めます。さらに、幼稚園、小中学校と連携し、子どもの状態に関わらず養育に困難(主に親の精神疾患等や生活困窮)を抱える家庭の把握を進め、自殺のリスクの高い人を特定し支援の必要度を関係者間で協議・整理のうえ、個別支援を進めていきます。
(子ども家庭課・保健センター・教育課)

- ☑ DV対策の推進：配偶者やパートナーからの暴力を受けるという経験は、自殺のリスクを高め、児童虐待へとつながる危険性を秘めています。相談の窓口を広げるとともに、被害者の保護・個別支援を進めていきます。
(子ども家庭課・教育課・保健センター)

- 支援者へのゲートキーパー研修の受講推奨：保育士等、子どもや保護者と接する機会のある職員に、ゲートキーパー研修を実施します。
(健康福祉課)

6. 義務教育期間終了後から就職までの期間における、一貫した支援の推進

- ☐ 民生委員児童委員との連携強化：民生委員児童委員との連携を推進し、ひきこもり状態にある若者の情報を把握し、具体的な支援方法を検討します。
(健康福祉課)
- ☒ ひきこもり相談等の実施：社会復帰を目指す支援として、本人や家族を対象としたひきこもり相談やこころの健康電話相談を実施します。
(健康福祉課)
- ☐ ひきこもり状態にある人への支援策の検討・実施：本人や家族からの支援に対するニーズの把握に努め、家族支援、家庭訪問（アウトリーチ）等による継続的な個別支援を実施します。また、ひきこもり状態にある人が他者と関わり、就労等の社会参加への一歩を踏み出すための取組を、岐阜県精神保健福祉センター等の関係機関と連携して実施します。
(健康福祉課)
- ☐ 義務教育終了後から就職までの期間における支援者間の連携の推進：神戸町の生徒が進学した高校に対し、その後の生徒の生活や学習状況について確認し、高校等のスクールカウンセラーと連携し支援していくことを検討します。（教育課・保健センター）